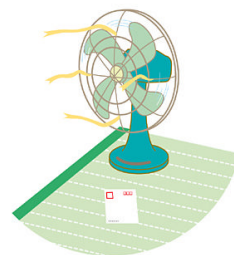


くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～アンケートに答えてと言われて～

《相談内容》

10日前、商店街を歩いていると「美容についてのアンケートに答えて」と呼び止められた。アンケートに答えると、お礼にと千円分のエステの券をもらった。
5日前、券を使おうとエステ店に行ったら、3年間の高額なエステの契約をさせられた。

《アドバイス》

これから夏本番となります。エステに関するトラブルが多いのもこの時期といえます。
街中で「アンケートに答えて」や「無料で肌の診断をします」と誘い、消費者を営業所などに連れて行き、長時間高額なエステ等を勧誘する「キャッチセールス」には要注意です。また、このケースのように別の「格安なエステ店の券」を渡し、行った店で高額な契約をさせる場合もあります。

キャッチセールスによる契約ではクーリング・オフは出来ず（契約書面を受けた日を含めて8日以内）が、別の店の格安券を渡して、行った先で契約させる場合、キャッチセールスに該当するかは微妙です。

相談者には、今後は安易にアンケートに答えると「カモ」にされかねないので注意すること、「特定継続的役務提供」でもクーリング・オフができることを助言しました。

1ヶ月を超え、かつ、5万円を超えるエステの契約は、特定継続的役務提供となり、店舗で契約した場合でも、クーリング・オフができます。（契約書面を受けた日を含めて8日以内）

また、クーリング・オフ期間を経過した場合でも、いつでも中途解約が可能ですが、受けた施術料金に加えて解約手数料（上限あり）が必要となります。

安易にアンケートに答えたり、「格安券」に飛びつかないようにしましょう。

また、最近では、エステ店の倒産が珍しくなく、返金等が困難な場合があります。長期・高額な契約には十分注意しましょう。



生活情報ファイル

～「振り込め詐欺救済法」が施行されました（H20.6.21）～

警察庁によると、「振り込め詐欺」の被害は、今年（1～4月）に入り111億円を超えました。昨年（約251億円、1～4月は約65億）を上回る勢いです。

振り込め詐欺には、従来型のなりすまし（オレオレ）詐欺・融資保証金詐欺・架空請求詐欺と、最近急増中の「還付金詐欺」があります。

これらの被害を迅速に救済するため、「振り込め詐欺救済法」が6月21日に施行されました。

被害者は、直ちに警察や振り込んだ金融機関に連絡して、口座の凍結を求めます。金融機関は、当該口座の犯罪行為での使用を確認すると、預金保険機構に報告します。同機構が「口座の失権の公告」を行い、60日を経過した後、口座の名義人はその権利を失います（名義人から訴訟がない場合）。

失権後、同機構から口座の残金の支払いの公告があり、被害者は申請をすれば、一定の手続きを経て、被害額（全額でない場合も）を振り込んだ金融機関から返還されます。

預金保険機構の公告は次のホームページです。（URL: <http://furikomesagi.dic.go.jp/>）
（金融機関からもホームページ等で残金の支払いのお知らせを行う予定です。）

しかし、預金が引き出された場合や現金等を郵送した場合、金銭の返還は不可能です。「すぐ振り込まなければならない。」と言われ、一人で慌てて振り込むのは危険です。周りの人や金融機関の窓口などに相談しましょう。

制度の詳細は金融庁のホームページ（URL: <http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai>）をご覧ください。



くらしのまめちしき

～「特定商取引法」及び「割賦販売法」改正（H20.6.18）～ ～どう変わる？～

平成20年の6月の通常国会で「特定商取引法」と「割賦販売法」の改正案が可決され、6月18日に公布されました。

実際には、施行までには公布日から最大1年6ヶ月の期間がありますが、どのように変わるかを少し見てみましょう。



・クーリング・オフは、原則全ての商品やサービスに拡大されます。

いざというときに役立つのがクーリング・オフ制度。訪問販売や電話勧誘販売の場合、クーリング・オフの対象となる商品やサービスは予め政令で指定（＝指定商品制）されたもののみ限定されているため、悪質業者の付け入る隙がありました。今回の改正によりこれが廃止され、原則全ての商品やサービスに拡大されます。その上で、生鮮食品や葬儀サービスなどクーリング・オフになじまない商品などが例外となります。

・訪問販売により過量に購入した場合、契約後1年間は契約の解除ができることとなります。

訪問販売によって、高齢者が布団などを多量に契約させられる悪質なケースが相次いでいました。改正により、通常必要とされる量を著しく超える商品購入等の契約をした場合、契約後1年間は契約の解除が可能になります。

・クレジット（個品割賦）の規制が強化されます。

高齢者などが、訪問販売などを利用する場合、クレジットカードではなく、商品ごとにクレジット契約を結ぶ「個別方式」による契約が一般化しており、様々なトラブルの原因になっていました。

改正により、信販会社は訪問販売を行う加盟店の調査を行うとともに、加盟店が消費者に対し不適正な勧誘をした場合、消費者とクレジット契約を結ぶことが出来なくなります。

また、契約が虚偽説明等による契約や過量販売によって契約を解除された場合には、消費者はクレジット契約も解約でき、既に支払ったお金も信販会社に返還請求できるようになります。

興味のある方は、経済産業省がパンフレットを作成しているので、参考にしてください。

(URL: [http://www.no-trouble.jp/use/download/kaiseidownload\(zantei\).html](http://www.no-trouble.jp/use/download/kaiseidownload(zantei).html))

繰り返しますが、この法改正は、まだ施行されていません。悪質業者が次の手を考える可能性も「0」ではありません。くれぐれも警戒は怠らないようにしてください。



これから暑くなります！ 食べるときはよく考えて！

- ・ 賞味期限・消費期限は未開封の状態で適正に保存した食品の期限です。開封したものは、出来るだけ早く食べましょう。(冷蔵庫を過信しない)
- ・ 食べて変だと思ったら、直ちに食べるのを止めましょう。
- ・ 肉や魚類を切った同じ包丁やまな板で、生野菜類を切らないようにしましょう。
- ・ 手洗いを念入りにしましょう。

発行元: 広島県生活センター (環境県民局 総務管理部 消費生活課)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター (受信先でご自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。